



独立行政法人 地域医療機能推進機構

久留米総合病院

感染管理指針

令和 8 年（2026 年）8 月

改訂版

目次

第1 趣旨・・・P. 2

第2 医療関連感染対策に関する基本的な考え方・・・P. 2

第3 用語の定義・・・P. 2

I 医療関連感染に係る感染管理指針

II 事象の定義及び概念

第4 感染管理体制（医療関連感染対策のための委員会その他の当該病

院の組織に関する基本事項）・・・P. 4

I 感染対策部門の設置

II 感染対策委員会の開催

III 感染制御チーム（Infection Control Team：ICT）の権限と活動内容

IV 抗菌薬適正使用支援チーム活動の推進

V 感染防止対策地域連携の実施

VI 感染リンクナース委員会の設置

第5 医療関連感染対策のための職員に対する教育、研修等・・・P. 8

第6 感染症の発生状況の報告・・・P. 8

I 感染症発生状況の監視（サーベイランス）

II 発生状況の報告

第7 医療関連感染発生時の対応・・・P. 9

第8 患者等に対する当該指針の公開・・・P. 9

第1 趣旨

医療法上、院長は院内感染対策など医療安全の確保に関して責任を持ち、院内感染対策のための体制の確保に係る措置として、院内感染対策のための指針の策定等をする必要がある。また、医師は感染症法で定められた感染症を特定した場合には、速やかに保健所に届け出る必要がある。

本指針は、独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院（以下「久留米総合病院」という。）介護老人保健施設における感染管理体制、医療関連感染の予防策等に係る基本方針を示すものである。当院（附属施設を含む。以下同じ。）は、本指針に基づき適切な医療関連感染の予防を推進し、患者・利用者サービスの質の保障及び安全な医療の提供に努めるものとする。

介護老人保健施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、高齢者が多数生活する環境は、感染拡大しやすい状況である。久留米総合病院附属介護老人保健施設においては、感染症及び食中毒の予防およびまん延の防止のため当院の感染管理指針及び感染管理マニュアルに準じて安全な生活環境を提供できるように取り組むものとする。

第2 感染管理のための基本的考え方

当院は、JCHOの基本理念に基づき、医療関連感染を未然に防ぐことを第一として取り組み、感染症患者発生の際には拡大防止のため、原因の速やかな特定と科学的根拠に基づく対策の実施により制御、終息を図る。職員は、この目標を達成するため、各病院の感染管理指針及び感染管理マニュアルにのっとり医療を患者・利用者に提供できるように取り組むものとする。

第3 用語の定義

I 医療関連感染に係る感染管理指針

1. 独立行政法人地域医療機能推進機構 感染管理指針（以下「JCHO感染管

理指針」という。) J C H Oにおいて医療関連感染予防を推進していくための基本的な考え方を示したもの。

2. 久留米総合病院 感染管理指針 (以下「病院感染管理指針」という。)

当院において医療関連感染予防を推進していくための基本的な考え方を示したもの。当院は、J C H O感染管理指針に基づき以下の要件を含むものを作成する。病院感染管理指針は、感染対策委員会 (I C C : Infection Control Committee) において策定及び改訂をするものとする。

- (1) 医療関連感染対策に関する基本的な考え方
- (2) 医療関連感染対策のための委員会その他の当該病院等の組織に関する基本事項
- (3) 医療関連感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針
- (4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
- (5) 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針
- (6) 患者等に対する病院感染管理指針の閲覧に関する基本方針
- (7) その他の当該病院における医療関連感染対策の推進のために必要な基本方針

II 事象の定義及び概念

1. 医療関連感染 (H A I : Healthcare-Associated Infection)

医療関連感染とは、医療機関 (外来を含む。) や療養型施設、在宅医療等のさまざまな形態の医療サービスに関連し、患者が原疾患とは別に新たに感染症に罹患したこと及び医療従事者等が医療機関内において感染症に罹患したことをいう。

医療関連感染は、医療サービスを受ける過程や提供する過程で感染源 (微生物を保有するヒトや物) に曝露することにより発生する感染症であり、患者のみならず医療従事者や訪問者など医療サービスに関わるあらゆる人に起こりうるものである。

2. 感染症アウトブレイク

(1) 感染症アウトブレイクとは、一定期間内に同一病棟や同一医療機関といった一定の場

所で発生した医療関連感染の集積が通常よりも統計学的に有意に高い状態をいう。

アウトブレイクを疑う基準としては、1例目の発見から4週間以内に、同一病棟において新規に同一菌種による感染症の発病症例が計3例以上特定された場合又は同一医療機関内で同一菌株と思われる感染症の発病症例(抗菌薬感受性パターンが類似した症例等)が計3例以上特定された場合を基本とする。ただし、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌(VRSA)、多剤耐性緑膿菌(MDRP)、バンコマイシン耐性腸球菌(VRE)及び多剤耐性アシネトバクター属の5種類の多剤耐性菌については、保菌も含めて1例目の発見をもって、アウトブレイクに準じて嚴重な感染対策を実施する。なお、CREの定義については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の定めに準拠するものとする。

(2) 感染症アウトブレイクの終息とは、以下のいずれかの要件を満たしたこ

とをいう。

- 1) 最後の症例の感染性が消失してから原因となった病原体の潜伏期間の2倍の期間が経過するまで新たな症例が確認されなかったとき
- 2) アウトブレイクの原因となった病原体について検出率が通常レベルに戻ったとき

第4 感染管理体制(医療関連感染対策のための委員会その他の久留米総合病院および付属

老健の組織に関する基本事項)

I 感染防止対策部門の設置

感染管理推進のため、院長は感染管理部を設置し感染管理部長を任命すると共に、感染管理部長の下に、感染管理担当者を置き、ICTおよびAST活動を推進するとともに看護部門においては感染リンクナースを配置する。

1. 感染管理部の設置

- (1) 院長直轄の指示・報告を行い、組織横断的に病院・施設の感染管理を担うため、院内に感染管理部を設置する。
- (2) 医療関連感染対策に関する取組事項を院内の見やすい場所に掲示して周知するものとする。

2. 感染管理室の設置

- (1) 院内感染対策委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に病院・施設内の感染管理を担うため、院内に感染管理室を設置する。
- (2) 感染管理室は、感染管理担当者及びその他必要な職員で構成される。
- (3) 感染管理室の所掌業務は以下のとおりとする。

1) 院内ラウンド(ICT、AST)の実施

- ①各ラウンドは1回/週程度実施
- ②内容に関しては、別紙参照

2) 感染防止対策に関する教育・研修

- ①2回/年の全職員に対する感染防止対策研修
- ②新入職者に対する感染防止対策の研修
- ③療養介助員に対する感染防止対策研修
- ④各部署・外部委託業者に関して、必要に応じて教育、研修

3) 感染防止対策マニュアル作成・改訂・周知

- ①感染対策指針・感染対策マニュアルを作成する
- ②不足しているマニュアルに関しては感染管理担当者にて作成する
- ③マニュアル改訂に関しては、リンクナースと感染管理担当者で見直し、院内感染対策委員会にて承認する

- ④マニュアル改訂（変更）に関して、各部署リンクナースが中心となって、周知徹底を図る

4) 感染症・感染防止に関するコンサルテーション

- ①感染症治療・感染対策に関するコンサルテーションを随時受け付ける。
- ②コンサルテーションの内容は ICT メンバーが対応する
- ③コンサルテーションの内容は、感染管理室がコンサルテーション用紙に記載し、保管。マニュアル作成等の参考としていく

5) 職業感染に関する対応

- ①針刺し・血液体液曝露時の対応は、マニュアルに沿って行う。
- ②針刺し・血液曝露の際は、ICD/総合診療科医師・消化器内科医師と共に対応を行う
- ③報告は、エピネットの用紙に沿って報告する。
- ④結核菌陽性患者との接触があった場合は、接触者リストを作成し、接触者健診を実施していく（保健所の指導のもと）
- ⑤新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触があった場合は保健所と共同し接触者調査を行う

6) 職員の衛生管理

- ①インフルエンザワクチン、B 型肝炎ワクチン、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎ワクチンの接種や推進を行う

7) 医療関連感染サーベイランス

- ①JANIS 検査部門に参加する
- ②MRSA,ESBL、耐性緑膿菌、クロストリジウム・ディフィシルなど検出状況を院内感染予防対策委員会にて報告する
- ③血流感染、尿路感染、手指衛生等サーベイランスの実施する

8) 感染症に関する情報収集・院内情報発信

- ①インフルエンザ情報や病院周辺の感染症情報を収集し、院内メールや掲示板等で情報を発信し、全職員に周知する

9) アウトブレイクの早期発見と対策立案・実行

- ①検査部門、病棟等より感染症情報を収集しアウトブレイク早期発見に努める
- ②多剤耐性菌やインフルエンザ、ノロウイルス等の対策が必要な病原体に関しては、1例発生時より現場にて状況把握、感染対策状況確認、必要に応じて指導を行う
- ③アウトブレイクの発生が疑われる場合には、直ちに ICT メンバー及び関連部署の責任者に対し、ミーティングを開催する
- ④アウトブレイク発生時は、JCHO の規定に準じて、「感染症アウトブレイク発生報告書」を作成し、JCHO 本部及び保健所に報告を行う
- ⑤アウトブレイク発生時は、マニュアルに沿って緊急連絡網に従って報告する

10) 抗菌薬適正使用支援

- ①指定抗菌薬 11 種類については届出制を実施する
- ②培養検査陽性者、広域抗菌薬長期使用患者、及び抗 MRSA 薬使用患者に対して、AST ラウンドにて抗菌薬使用状況、治療効果に関して検討、介入を行う
- ③アンチバイオグラム作成を実施

11) 感染防止対策加算 2 連携病院とのカンファレンス

- ①感染防止対策加算 2 連携病院と年 4 回、定期的にカンファレンスを実施し、その内容を記録する
- ②参加者は、感染制御チームメンバー（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師）が少なくともそれぞれ 1 名ずつとする

1 2) 感染防止対策加算 1 連携病院との相互ラウンド

- ①感染防止対策加算 1 連携病院と年 1 回、相互の病院のラウンドを実施する
- ②評価表は厚生労働省が定める「感染防止対策地域連携加算チェック項目」又はこれに準じた様式に基づき評価を行う

II 感染対策委員会の開催

医療関連感染対策の推進のため、院内感染対策委員会を開催する。感染対策委員会は、以下に掲げる事項を満たすものとする。

1. 感染対策委員会の管理及び運営に関する規程

1) 院内感染対策委員会

- ①院内感染を予防し、患者の安全と職員の健康を守ることを目的とし院内感染対策委員会（以下「委員会」）を設置する。
- ②委員会は院内感染対策委員会（Infection Control Committee : ICC）と称する。
- ③委員会の委員長は ICD とし、副委員長は感染管理担当者とする。
- ④委員会は感染管理部の構成員のほかに、院長、看護部長、事務部長を始め管理的立場にある職員及び診療部門、看護部門、薬剤部門、臨床検査部門、洗浄・滅消毒部門、給食部門、事務部門等、各部門を代表する職員等により職種横断的に構成する。
- ⑤委員会は毎月 1 回開催を原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、随時開催することとする。重大な問題が発生した場合は適宜開催する。

2) 介護老人保健施設感染対策委員会

- ①施設内の感染を防止し、利用者や入所者の安全と職員の健康を守ることを目的とし介護老人保健施設感染対策委員会（以下「感染対策委員会」）
- ②感染対策委員会は、月 1 回程度開催され、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ臨時開催する。

③委員会の構成員と役割は以下のとおり

	職種	役割
委員長	施設長	・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止体制の統括管理
副委員長	副施設長	・ 感染症の行政への報告 ・ 備品の整備
委員	看護師	・ 医師、病院との連携 ・ 発生時及びまん延防止の対応と指示 ・ 職員教育、ケアの基本手順の教育と周知徹底 ・ 衛生管理、安全管理の指導 ・ 外来者、訪問者への指導 ・ 予防発見、早期予防への取り組み ・ 経過記録の整備
	介護職員	・ マニュアルに沿ったケアの確立 ・ 生活相談員、看護師、栄養士等との連携 ・ 入所者・利用者の状況把握 ・ 衛生管理の徹底 ・ 経過記録の整備
	栄養士	・ 職員管理、衛生管理 ・ 食中毒予防の教育、指導の徹底

		・ 医師、看護師の指示による利用者の状態に応じた食事の提供 ・ 緊急時連絡体制の整備（保健所等各関係機関、施設等） ・ 経過記録の整備
	支援相談員、介護支援専門員	・ 医師、看護師との連携を図り、予防、まん延防止対策を強化 ・ 家族の対応 ・ 各種別教育
	事務職員	・ 緊急時連絡体制の整備（行政、施設、家族）

2. 院内の各部署から医療関連感染に関する情報が感染対策委員会に報告され、感染対策委員会から状況に応じた対応策が現場に迅速に還元される体制を整備し、重要な検討内容について、医療関連感染発生時及び発生が疑われる際の患者への対応状況を含め、院長へ報告する。
3. 医療関連感染が発生した場合には、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び職員への周知を図る。
4. 感染対策委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う。
5. 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整える。特定抗菌薬（広域スペクトラム抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制又は許可制の体制を整備する。
6. 検体からの薬剤耐性菌の検出情報、薬剤感受性情報など、医療関連感染対策に重要な情報が臨床検査部門から診療部門へ迅速に伝達されるよう、院内部門間の感染症情報の共有体制を確立する。

Ⅲ 感染制御チーム（Infection Control Team：ICT）活動の推進

医療関連感染防止に係る諸対策の推進を図るため、感染管理部門内に感染制御チームを設置する。院長は、感染制御チームが円滑に活動できるよう感染対策の実施に関する権限を委譲し、感染制御チームの院内での位置付け及び役割の明確化、院内全ての関係者の理解及び協力が得られる環境を整える。

1. 各病院は、感染制御チームの具体的業務内容を明確にする。
2. 感染制御チームは、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等の職員により構成する。
3. 感染制御チームは、以下の活動を行う。
 - (1) 最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布する。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ年1回程度の点検及び見直しを行う。
 - (2) 職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行う。なお当該研修は、医療安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うものとする。（「第5 医療関連感染対策のための職員に対する研修」参照）
 - (3) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を構築する。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制又は許可制の体制をとる。
 - (4) 1週間に1回程度、院内を巡回し医療関連感染事例を把握するとともに、感染防止対策の実施状況の把握、確認、指導を行う。感染制御チームによるラウンドは、チームのメンバーが全員で行うことが望ましく、少なくとも2名以上で行い、必要に応じて各部署を巡回する。なお、各病棟を毎回巡回することを基本とするが、耐性菌の発生状況や広域抗生剤の使用状況などから、病棟ごとの院内感染や耐性菌の発生リスクの評価を定期的に実施している場合には、少なくともリスクの高い病棟を毎回巡回し、それ以外の病棟についても巡回を行っていない月がないものとする。患者に侵襲的な手術・検査等を行う部署についても、2か月に1回以上巡回する。
 - (5) 微生物学的検査に係る状況を記した「感染情報レポート」を週1回作成し、院内で疫学情報を共有するとともに、感染防止対策に活用する。

IV 抗菌薬適正使用支援チーム活動の推進

薬剤耐性（AMR）対策の推進、特に抗菌薬の適正使用の推進を図る。感染対策向上加算 1 を取得する場合は、以下の要件を満たすものとする。

1. 院内に抗菌薬適正使用支援のチームを設置し、感染症治療の早期モニタリ

ングとフィードバック、微生物検査・臨床検査の利用の適正化、抗菌薬適正使用に係る評価、抗菌薬適正使用の教育・啓発等を行うことによる抗菌薬の適正な使用の推進を行う。

2. 抗菌薬適正使用支援チームは、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成する。

①感染対策に 3 年以上の経験を有する専任の常勤医師 若干名

②5 年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理にかかわる適切な研修を終了した専任の看護師 若干名

③3 年以上の病院勤務経験を有する感染防止対策に係わる専任の薬剤師 若干名

④3 年以上の病院経験を有する専任の臨床検査技師 若干名

⑤その他必要と認める者（①から④に定める構成員のうち 1 名は専従とする）

2. 抗菌薬適正使用支援チームは以下の業務を行う。

（1）抗MRSA薬及び抗緑膿菌作用のある抗菌薬を含めた広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施設の状況に応じて設定する。

（2）感染症治療の早期モニタリングにおいて、（1）で設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行い記録する。

- (3) 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。
 - (4) 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。
 - (5) 当該保険医療機関の外来における過去1年間の急性気道感染症及び急性下痢症の患者数並びに当該患者に対する経口抗菌薬の処方状況を把握する。
 - (6) 抗菌薬の適正な使用を目的とした職員の研修を少なくとも年2回程度実施する。また院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。
 - (7) 院内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について院内での使用中止を提案する。
4. 抗菌薬適正使用支援チームが、感染対策向上加算1を算定していない医療機関から、必要時に抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受けている。また、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制があることについて、感染症対策向上加算2又は3に係る届出を行った保健医療機関との定期的なカンファレンスの場を通じて、他の保健医療機関に周知する。

V 感染防止対策地域連携の実施

1. 感染対策向上加算1を算定する病院においては以下を行う。
- (1) 保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った医療機関と合同で少なくとも年4回程度、定期的に医療関連感染対策に関するカンファレンス（薬剤耐性菌等検出状況・感染症患者の発生状況・医療関連感染対策の実施状況・抗菌薬の使用状況等）を行い、その内容を記録する。このうち少なくとも1回は、新興感染症等の発生等を想定した訓練を行う。

- (2) 感染対策向上加算 2・3 又は外来感染対策向上加算を算定する医療機関から、必要時に院内感染対策に関する助言を行う。
- (3) 院内感染対策サーベイランス（JANIS）、感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）等、地域や全国のサーベイランスに参加する。還元情報については連携カンファレンスで多施設との情報共有に活用する。
- (4) 感染対策向上加算 1 に係る届出を行っている医療機関と連携し、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの医療機関に相互に赴き、既定の様式に基づく感染防止対策に関する評価を行い、当該医療機関にその内容を報告する。また、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの医療機関から評価を受ける。
- (5) 新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開している。
- (6) 新興感染症の発生時等に、感染症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有する。

VI 感染リンクナース委員会の設置

1. 感染リンクナース委員会の管理および運営に関する規定

JCHO 久留米総合病院医療関連感染対策指針に則り、各部署における問題を検討し、医療関連感染対策におけるスタッフへの周知・指導を図る事を目的とし、各部門の感染管理の推進に資するためリンクナース委員会を設置する。

- (1) 各部門及び各看護単位にそれぞれ 1 名置くものとし、看護部長が指名する。
- (2) 毎月第 1 月曜日に開催する。
- (3) 委員は、委員長 1 名、看護部各部署より 1～2 名で構成される。
- (4) 感染リンクナース委員会は感染担当者の指示により以下の活動を行う。
 - 1) 各部署の感染症、発熱患者、保菌患者等を把握して感染防止に努める。

- 2) 感染症情報の周知を行う。
- 3) 感染対策についてのスタッフへの指導を行う。
- 4) 医療関連感染対策マニュアルを職員へ周知し、必要に応じてマニュアルを見直す。

第5 医療関連感染対策、介護老人保健施設における感染対策のための職員に対する教育、研修等

感染防止対策部門は、医療関連感染対策を推進するため、職員に対する研修等を、ICTと連携して、以下のとおり企画し実施する。

1. 医療関連感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、職員に 周知徹底を行うことで、個々の職員の医療関連感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技術の向上等を図る。
2. 各病院の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下で行う。
3. 病院全体に共通する医療関連感染に関する内容について、年2回程度、定期的を開催するほか、必要に応じて開催する。（安全管理体制確保のための研修とは別に行う。）介護老人保健施設においては、実際に感染症が発生した場面を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を年に2回以上行う
4. 研修の実施内容（開催又は受講日時、出席者、研修項目）について記録し保管する。
5. 第一種協定指定医療機関としての新興感染症の発生を想定した訓練を年1回実施

第6 感染症発生状況の監視と発生状況の報告

I 感染症発生状況の監視（サーベイランス）

日常的に院内における感染症の発生状況を把握するシステムとして、以下のサーベイランスを実施し、結果を感染対策に反映させる。

1. ターゲット（対象限定）サーベイランス
 - ・ 中心ライン関連血流感染サーベイランス
 - ・ カテーテル関連尿路感染サーベイランス
 - ・ 手術部位感染サーベイランス
 - ・ 耐性菌サーベイランス
 - ・ 抗菌薬使用量サーベイランス（抗菌薬使用量、抗菌薬使用日数）
 - ・ 他、必要なターゲットサーベイランス
2. 症候性サーベイランス
 - ・ インフルエンザ様症状サーベイランス
3. プロセスサーベイランス
 - ・ 医療行為のプロセスの評価（実施率や順守率の評価）

II 発生状況の報告

感染症に係る院内の報告体制を確立し、必要な情報が感染管理部に集約されるよう整備する。また、保健所、本部及び所管の地区事務所へ必要な報告を可及的速やかに行う。

第7 医療関連感染発生時の対応

医療関連感染症、介護老人保健施設における感染症発生時又はその兆候を察知したときは、以下に沿って、迅速かつ適切に対応する。

1. 各種サーベイランスを基に、医療関連感染のアウトブレイク又は異常発生をいち早く特定し、制御のための初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう感染に関わる情報管理を適切に行う。

2. 臨床微生物検査室では、検体から検出菌の薬剤耐性パターン等の解析を行い、疫学情報を日常的に I C T 及び臨床側へフィードバックする。
3. 細菌検査等を外注している場合は、外注業者と緊密な連絡を維持する。
4. アウトブレイク又はその兆候察知時には、感染対策委員会又は I C T 会議を開催し、可及的速やかにアウトブレイクに対する医療関連感染対策を策定し実施する。
5. アウトブレイクに対する感染対策を実施したにもかかわらず、継続して当該感染症の発生があり、当該病院で制御困難と判断した場合は、速やかに協力関係にある地域のネットワークに参加する医療機関等の専門家に感染拡大の防止に向けた支援を依頼する。

第 8 患者等に対する当該指針の公開

病院感染管理指針は、各病院のホームページに掲載し、患者及び家族並びに利用者が閲覧できるように配慮する。

附則

平成 26 年 4 月 1 日 作成

平成 27 年 4 月 1 日 更新

平成 29 年 1 月 1 日 更新

平成 30 年 8 月 1 日 更新

令和 3 年 9 月 30 日 更新

令和 4 年 7 月 1 日 更新

令和 6 年 5 月 1 日 更新

令和 6 年 11 月 1 日 更新

令和 7 年 11 月 1 日 改定

(感染管理室運営規定、ICT/AST 運用規定、院内感染対策委員会運営規定と統合)

令和 8 年 8 月 10 日改定